

第 17 号議案

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

この条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

平成 28 年 3 月 1 日提出

中間市長 松下 俊男

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(中間市行政手続条例の一部改正)

第 1 条 中間市行政手続条例 (平成 8 年中間市条例第 23 号) の一部を次のように改正する。

第 3 条第 8 号中「、異議申立て」及び「、決定」を削る。

(中間市情報公開条例の一部改正)

第 2 条 中間市情報公開条例 (平成 12 年中間市条例第 16 号) の一部を次のように改正する。

目次中「第 14 条・第 15 条」を「第 14 条 - 第 23 条」に、「第 16 条 - 第 21 条」を「第 24 条 - 第 29 条」に改める。

第 7 条第 2 項中「いずれかにも」を「いずれにも」に改める。

第 8 条中「開示請求」を「公開の請求」に改める。

第 10 条第 1 項中「を受理した」を「の提出があった」に、「受理した日」を「当該請求書の提出があった日」に改める。

第 11 条中「公開請求」を「公開の請求」に、「の意見を聴くことができる」を「に意見書により意見を提出する機会を与えることができる」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 実施機関は、前項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該情報の公開に反対の意思を表示した意見書 (以下「反対意見書」という。) を提出した場合において、公開の決定をするときは、公開の決定の日と公開を実施する日との間に少なくとも 14 日を置かなければならない。この場合において、実施機関は、公開の決定後直ちに、その第三者に対し、公開の決定をした旨及びその理由並びに公開を実施する日を書面により通知しなければならない。

第 13 条ただし書中「公開請求をした者」を「請求者」に改める。

第 14 条を次のように改める。

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第 14 条 公開の決定等又は公開の請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法 (平成 26 年法律第 68 号) 第 9 条第 1 項本文の規定は、適用しない。

第 21 条を第 29 条とし、第 16 条から第 20 条までを 8 条ずつ繰り下げる。

第 15 条第 1 項中「前条」を「前条第 1 項」に、「異議申立て」を「審査請求」に改め、同条第 6 項から第 8 項までを削り、同条第 9 項中「前各号」を「前各項」に改め、同項を同条第 6 項とし、同条を第 16 条とし、第 3 章中同条の次に次の 7 条を加える。

(審査会の調査権限)

第 17 条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、公開の決定等に係る情報の提示を求め、その内容を見分することができる。この場合においては、何人も審査会に対し、その提示された情報の公開を求めることができない。

2 諮問実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、諮問された事案 (次項において「事件」という。) に関して、公開の決定等に係る情報に記録されている情報の内容を分類し、及び整理することその他の方法を指示することにより、説明を求めることができる。

4 第 1 項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加

人又は諮問実施機関（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

（意見の陳述）

第 18 条 審査会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

（委員による調査手続）

第 19 条 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に第 17 条第 1 項の規定により提示された情報を閲覧させ、同条第 4 項の規定による調査をさせ、又は前条第 1 項本文の規定による審査請求人等の意見の陳述を聴かせることができる。

（意見書等の提出）

第 20 条 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。この場合において、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

（提出資料等の閲覧等）

第 21 条 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書若しくは資料の閲覧（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録。以下この項において同じ。）にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧とする。）又は当該意見書若しくは資料の写し（電磁的記録にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面とする。第 4 項において同じ。）の交付を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときを除き、その閲覧又は交付を拒むことができない。

2 審査会は、前項の規定による閲覧をさせ、又は同項の規定による交付をしようとするときは、当該閲覧又は交付に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

3 審査会は、第 1 項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

4 第 1 項に規定する意見書又は資料の写しの交付に伴う手数料は、徴収しない。ただし、意見書又は資料の写しを交付する場合は、その写しの交付に要する費用は、請求をした者の負担とする。

（調査及び審査手続の非公開）

第 22 条 審査会の行う審査請求に係る調査及び審査の手続は、公開しない。

（答申書の送付等）

第 23 条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

第 14 条の次に次の 1 条を加える。

（審査請求があった場合の措置）

第15条 実施機関は、公開の決定等又は公開の請求に係る不作為について、審査請求があった場合は、次の各号のいずれかに該当するときを除き、遅滞なく、次条の規定により設置する中間市情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、その答申を尊重して当該審査請求についての裁決をしなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下するとき。

(2) 裁決で審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る情報の全部を公開することとするとき（当該情報の公開について第三者の反対意見書が提出されているときを除く。）

2 前項の規定により諮問をした実施機関（以下「諮問実施機関」という。）は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 審査請求人及び参加人

(2) 請求者（当該請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

(3) 当該審査請求に係る情報の公開について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

（中間市個人情報保護条例の一部改正）

第3条 中間市個人情報保護条例（平成18年中間市条例第21号）の一部を次のように改正する。

目次中「第31条」を「第31条 第39条」に、「第32条 第38条」を「第40条 第46条」に、「第39条 第42条」を「第47条 第50条」に改める。

第12条第1項中「第39条」を「第48条」に改める。

第42条を第50条とし、第39条から第41条までを8条ずつ繰り下げる。

第4章中第38条を第46条とする。

第37条中「開示の決定」を「開示決定等又は意見書若しくは資料の写しの交付」に改め、同条ただし書中「場合」の次に「又は意見書若しくは資料の写しを交付する場合」を加え、「開示請求」を「請求」に改め、同条を第45条とし、第36条を第44条とし、第32条から第35条までを8条ずつ繰り下げる。

第31条の見出しを「（審査請求等）」に改め、同条第1項中「第21条第2項（第26条及び前条において準用する場合を含む。）の規定による決定（以下「開示等の決定」という。）」を「開示等の決定又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為」に改め、「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定に基づき」を削り、「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第2項中「不服申立て」を「審査請求」に、「60日」を「3月」に改め、同条第3項を削り、同条第4項中「又は前項」を削り、「不服申立て」を「審査請求」に改め、「審査会」の次に「（以下「審査会」という。）」を加え、同項を同条第3項とし、同条第5項中「機関」の次に「（以下「諮問実施機関」という。）」を加え、「不服申立人及び不服申立てに係る開示等の決定（訂正請求及び利用停止請求に係るものを除く。）について反対意見書を提出した第三者」を「次に掲げる者」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）

(2) 請求者（当該請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

(3) 当該審査請求に係る開示等の決定（訂正請求及び利用停止請求に係るものを除く。）について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

第31条第5項を同条第4項とし、同条第6項中「中間市情報公開・個人情報保護審査会」を「審査

会」に、「実施機関」を「諮問実施機関」に改め、同項を同条第5項とし、同条第7項中「実施機関」を「諮問実施機関」に、「不服申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同項を同条第6項とし、同条を第32条とし、第3章第4節中同条の次に次の7条を加える。

(審査会の調査権限)

第33条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、開示等の決定に係る個人情報の提示を求め、その内容を見分することができる。この場合においては、何人も審査会に対し、その提示された個人情報の開示を求めることができない。

2 諮問実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、諮問された事案(次項において「事件」という。)に関して開示等の決定に係る個人情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は諮問実施機関(以下「審査請求人等」という。)に意見書又は資料の提出を求め、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求め、その他必要な調査をすることができる。

(意見の陳述)

第34条 審査会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

(委員による調査手続)

第35条 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に第33条第1項の規定により提示された個人情報を閲覧させ、同条第4項の規定による調査をさせ、又は前条第1項本文の規定による審査請求人等の意見の陳述を聴かせることができる。

(意見書等の提出)

第36条 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(提出資料等の閲覧等)

第37条 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書若しくは資料の閲覧(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。以下この項において同じ。))にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧とする。)又は当該意見書若しくは資料の写し(電磁的記録にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面とする。第45条において同じ。)の交付を求め、この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときを除き、その閲覧又は交付を拒むことができない。

2 審査会は、前項の規定による閲覧をさせ、又は同項の規定による交付をしようとするときは、当

該閲覧又は交付に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

3 審査会は、第1項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

(調査及び審査手続の非公開)

第38条 審査会の行う審査請求に係る調査及び審査の手続は、公開しない。

(答申書の送付等)

第39条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

第3章第4節中第32条の前に次の1条を加える。

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第31条 第21条第2項(第26条及び前条において準用する場合を含む。)の規定による決定(以下「開示等の決定」という。)又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為については、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第9条第1項本文の規定は、適用しない。

(中間市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第4条 中間市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成19年中間市条例第7号)の一部を次のように改正する。

第5条第2号中「不服申し立て」を「審査請求」に改める。

第7条第1号中「昭和25年条例第1号」を「昭和25年中間市条例第1号」に改める。

(中間市市税条例の一部改正)

第5条 中間市市税条例(昭和45年中間市条例第33号)の一部を次のように改正する。

第18条の2第1項中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

(中間市固定資産評価審査委員会条例の一部改正)

第6条 中間市固定資産評価審査委員会条例(昭和26年中間市条例第19号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項第1号中「住所」の次に「又は居所」を加え、同項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 審査の申出に係る処分の内容

第4条第3項中「住所」の次に「又は居所」を加え、「行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第13条第1項」を「行政不服審査法施行令(平成27年政令第391号)第3条第1項」に改め、同条に次の1項を加える。

6 審査申出人は、代表者若しくは管理人、総代又は代理人がその資格を失ったときは、書面でその旨を委員会に届け出なければならない。

第6条第2項ただし書を削り、同条に次の1項を加える。

4 委員会は、審査申出人から反論書の提出があったときは、これを市長に送付しなければならない。

第11条第1項中「決定書正副各1通」を「次に掲げる事項を記載し、委員会が記名押印した決定書」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 主文

(2) 事案の概要

(3) 審査申出人及び市長の主張の要旨

(4) 理由

(中間市手数料条例の一部改正)

第 7 条 中間市手数料条例 (平成 12 年中間市条例第 12 号) の一部を次のように改正する。

別表 1 に次の 1 表を加える。

(10) 行政不服審査

手数料を徴収する事務	交付する写し又は書面の種類	1 枚当たりの金額
行政不服審査法 (平成 26 年法律第 68 号) 第 38 条第 1 項 (他の法律において準用する場合を含む。) に規定する書面若しくは書類の写し若しくは電磁的記録に記録された事項を記載した書面又は同法第 81 条第 3 項の規定により準用する同法第 78 条第 1 項に規定する主張書面若しくは資料の写し若しくは電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付手数料	白黒 日本工業規格 A 列 4 番及び A 列 3 番	10 円
	白黒 日本工業規格 A 列 2 番	60 円
	白黒 日本工業規格 A 列 1 番	70 円
	白黒 日本工業規格 A 列 0 番	80 円
	カラー 日本工業規格 A 列 4 番及び A 列 3 番	50 円

備考 用紙の両面に印刷して交付する場合は、片面を 1 枚として費用を算定する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであって、この条例の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの条例の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

(中間市固定資産評価審査委員会条例の一部改正に伴う経過措置)

3 第 6 条の規定による改正後の中間市固定資産評価審査委員会条例第 4 条第 2 項、第 3 項及び第 6 項、第 6 条第 2 項及び第 4 項並びに第 11 条第 1 項の規定は、平成 28 年度以後の年度分の固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出について適用し、平成 27 年度までの固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出 (申出期間の初日が平成 28 年 4 月 1 日以降である審査の申出を除く。) については、なお従前の例による。

(中間市個人情報保護条例の一部を改正する条例の一部改正)

4 中間市個人情報保護条例の一部を改正する条例 (平成 27 年中間市条例第 14 号) の一部を次のよう

に改正する。

第 2 条中中間市個人情報保護条例第 31 条第 1 項及び第 3 項の改正規定を削る。

(第1条関係)

中間市行政手続条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(適用除外)</p> <p>第3条 次に掲げる処分及び行政指導については、次章から第4章の2までの規定は、適用しない。</p> <p>(1)~(7) (略)</p> <p>(8) 審査請求その他の不服申立てに対する行政庁の裁決その他の処分の手続又は行政手続法第3章及び第3章に規定する聴聞若しくは弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続において法令に基づいてされる処分及び行政指導</p> <p>(9) (略)</p>	<p>(適用除外)</p> <p>第3条 次に掲げる処分及び行政指導については、次章から第4章の2までの規定は、適用しない。</p> <p>(1)~(7) (略)</p> <p>(8) 審査請求、<u>異議申立て</u>その他の不服申立てに対する行政庁の裁決、<u>決定</u>その他の処分の手続又は行政手続法第3章及び第3章に規定する聴聞若しくは弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続において法令に基づいてされる処分及び行政指導</p> <p>(9) (略)</p>

(第2条関係)

中間市情報公開条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条 - 第4条)</p> <p>第2章 情報の公開(第5条 - 第13条)</p> <p>第3章 救済手続(第14条 - 第23条)</p> <p>第4章 補則(第24条 - 第29条)</p> <p>附則</p> <p>(情報の部分公開及び期間経過後の公開)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 実施機関は、前条の規定により公開しないことができる情報であっても、期間の経過により同条各号の<u>いずれにも該当しなくなった</u>ときは、当該情報の公開をしなければならない。</p> <p>(市政情報の存否に関する情報)</p> <p>第8条 <u>公開の請求</u>に対し、当該<u>公開の請求</u>に係る市政情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該市政情報の存否を明らかにしないで、当該</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条 - 第4条)</p> <p>第2章 情報の公開(第5条 - 第13条)</p> <p>第3章 救済手続(第14条・第15条)</p> <p>第4章 補則(第16条 - 第21条)</p> <p>附則</p> <p>(情報の部分公開及び期間経過後の公開)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 実施機関は、前条の規定により公開しないことができる情報であっても、期間の経過により同条各号の<u>いずれかにも該当しなくなった</u>ときは、当該情報の公開をしなければならない。</p> <p>(市政情報の存否に関する情報)</p> <p>第8条 <u>開示請求</u>に対し、当該<u>開示請求</u>に係る市政情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該市政情報の存否を明らかにしないで、当該開</p>

公開の請求を拒否することができる。

(請求に対する決定等)

第10条 実施機関は、前条の規定による請求書の提出があったときは、当該請求書の提出があった日から起算して14日以内に当該請求に対する諾否の決定をしなければならない。ただし、請求書の形式上の不備について補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2～4 (略)

(第三者の情報)

第11条 実施機関は、公開の請求を受けた情報が請求者以外の者(以下「第三者」という。)に関する情報を含む場合には、公開の請求に対する決定等に先立ち、その第三者に意見書により意見を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、前項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該情報の公開に反対の意思を表示した意見書(以下「反対意見書」という。)を提出した場合において、公開の決定をするときは、公開の決定の日と公開を実施する日との間に少なくとも14日を置かなければならない。この場合において、実施機関は、公開の決定後直ちに、その第三者に対し、公開の決定をした旨及びその理由並びに公開を実施する日を書面により通知しなければならな

示請求を拒否することができる。

(請求に対する決定等)

第10条 実施機関は、前条の規定による請求書を受理したときは、受理した日から起算して14日以内に当該請求に対する諾否の決定をしなければならない。ただし、請求書の形式上の不備について補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2～4 (略)

(第三者の情報)

第11条 実施機関は、公開の請求を受けた情報が請求者以外の者(以下「第三者」という。)に関する情報を含む場合には、公開請求に対する決定等に先立ち、その第三者の意見を聴くことができる。

い。

(費用負担)

第13条 公開の決定に伴う手数料は、徴しない。ただし、保有する情報の写しを交付する場合は、その写しの交付に要する費用は、請求者の負担とする。

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第14条 公開の決定等又は公開の請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第9条第1項本文の規定は、適用しない。

(審査請求があった場合の措置)

第15条 実施機関は、公開の決定等又は公開の請求に係る不作為について、審査請求があった場合は、次の各号のいずれかに該当するときを除き、遅滞なく、次条の規定により設置する中間市情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、その答申を尊重して当該審査請求についての裁決をしなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下するとき。

(費用負担)

第13条 公開の決定に伴う手数料は、徴しない。ただし、保有する情報の写しを交付する場合は、その写しの交付に要する費用は、公開請求をした者の負担とする。

(異議申立てがあった場合の措置)

第14条 実施機関は、第10条第1項の決定について、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)の規定に基づく異議申立てがあった場合は、当該異議申立てが不適法であることを理由として却下するときを除き、遅滞なく、中間市情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、その答申を尊重して当該異議申立てについての決定をしなければならない。

(2) 裁決で審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る情報の全部を公開することとするとき（当該情報の公開について第三者の反対意見書が提出されているときを除く。）。

2 前項の規定により諮問をした実施機関（以下「諮問実施機関」という。）は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 審査請求人及び参加人

(2) 請求者（当該請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

(3) 当該審査請求に係る情報の公開について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

（情報公開・個人情報保護審査会）

第16条 前条第1項の審査請求について、実施機関の諮問に応じて審査するため、中間市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

2～5 （略）

（情報公開・個人情報保護審査会）

第15条 前条の異議申立てについて、実施機関の諮問に応じて審査するため、中間市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

2～5 （略）

6 審査会は、必要があると認めるときは、諮問をした実施機関（以下「諮問実施機関」という。）に対し、開示等決定に係る市政情報の提示を求め、その内容を見分することができる。この場合におい

6 前各項に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(審査会の調査権限)

第17条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、公開の決定等に係る情報の提示を求め、その内容を見分することができる。この場合においては、何人も審査会に対し、その提示された情報の公開を求めることができない。

2 諮問実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、諮問された事案（次項において「事件」という。）に関して、公開の決定等に係る情報に記録されている情報の内容を分類し、及び整理

ては、何人も審査会に対し、その提示された市政情報の開示を求めることができない。

7 諮問実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

8 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、諮問された事案（以下「事件」という。）に関して、開示等決定に係る市政情報に記録されている情報の内容を分類し、及び整理することその他の方法を指示することにより、説明を求めることができる。

9 前各号に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

することその他の方法を指示することにより、説明を求めることができる。

4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は諮問実施機関（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

（意見の陳述）

第18条 審査会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

（委員による調査手続）

第19条 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に第17条第1項の規定により提示された情報を閲覧させ、同条第4項の規定による調査をさせ、又は前条第1項本文の規定による審査請求人等の意見の陳述を聴かせることができる。

（意見書等の提出）

第20条 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。この場合において、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(提出資料等の閲覧等)

第21条 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書若しくは資料の閲覧(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。以下この項において同じ。)にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧とする。)又は当該意見書若しくは資料の写し(電磁的記録にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面とする。第4項において同じ。)の交付を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときを除き、その閲覧又は交付を拒むことができない。

2 審査会は、前項の規定による閲覧をさせ、又は同項の規定による交付をしようとするときは、当該閲覧又は交付に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

3 審査会は、第1項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

4 第1項に規定する意見書又は資料の写しの交付に伴う手数料は、

徴収しない。ただし、意見書又は資料の写しを交付する場合は、その写しの交付に要する費用は、請求をした者の負担とする。

(調査及び審査手続の非公開)

第22条 審査会の行う審査請求に係る調査及び審査の手続は、公開しない。

(答申書の送付等)

第23条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

(検索資料の作成等)

第24条 (略)

(実施状況の公表)

第25条 (略)

(他の制度等との調整)

第26条 (略)

(検索資料の作成等)

第16条 (略)

(実施状況の公表)

第17条 (略)

(他の制度等との調整)

第18条 (略)

2 (略)

(情報公開の総合的推進)

第27条 (略)

(出資法人等の情報公開)

第28条 (略)

2 ~ 4 (略)

(委任)

第29条 (略)

2 (略)

(情報公開の総合的推進)

第19条 (略)

(出資法人等の情報公開)

第20条 (略)

2 ~ 4 (略)

(委任)

第21条 (略)

(第3条関係)

中間市個人情報保護条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条 第6条の2)</p> <p>第2章 実施機関における個人情報の取扱い(第7条 第15条)</p> <p>第3章 個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求等</p> <p>第1節 開示(第16条 第22条)</p> <p>第2節 訂正(第23条 第26条)</p> <p>第3節 利用停止(第27条 第30条の2)</p> <p>第4節 救済手続及び救済機関(第31条 第39条)</p> <p>第4章 雑則(第40条 第46条)</p> <p>第5章 罰則(第47条 第50条)</p> <p>附則</p> <p>(指定管理者に対する措置等)</p> <p>第12条 実施機関は、指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下この条及び第48条において同じ。)に公の施設の管理を行わせる場合は、</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条 第6条の2)</p> <p>第2章 実施機関における個人情報の取扱い(第7条 第15条)</p> <p>第3章 個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求等</p> <p>第1節 開示(第16条 第22条)</p> <p>第2節 訂正(第23条 第26条)</p> <p>第3節 利用停止(第27条 第30条の2)</p> <p>第4節 救済手続及び救済機関(第31条)</p> <p>第4章 雑則(第32条 第38条)</p> <p>第5章 罰則(第39条 第42条)</p> <p>附則</p> <p>(指定管理者に対する措置等)</p> <p>第12条 実施機関は、指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下この条及び第39条において同じ。)に公の施設の管理を行わせる場合は、</p>

当該公の施設の管理業務に伴い取り扱うこととなる個人情報の安全管理が図られるよう、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

2 (略)

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第31条 第21条第2項(第26条及び前条において準用する場合を含む。)の規定による決定(以下「開示等の決定」という。)又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為については、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第9条第1項本文の規定は、適用しない。

(審査請求等)

第32条 開示請求、訂正請求又は利用停止請求をした者(以下これらを「請求者」という。)は、開示等の決定又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に対して不服があるときは、実施機関に対し、審査請求をすることができる。

2 前項の審査請求は、開示等の決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内にしなければならない。

当該公の施設の管理業務に伴い取り扱うこととなる個人情報の安全管理が図られるよう、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

2 (略)

(不服申立て等)

第31条 開示請求、訂正請求又は利用停止請求をした者(以下これらを「請求者」という。)は、第21条第2項(第26条及び前条において準用する場合を含む。)の規定による決定(以下「開示等の決定」という。)に対して不服があるときは、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)の規定に基づき、実施機関に対し、不服申立てをすることができる。

2 前項の不服申立ては、開示等の決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内にしなければならない。

3 請求者は、実施機関が開示請求、訂正請求又は利用停止請求を受

3 実施機関は、第1項の規定による審査請求があったときは、当該審査請求を受理した日の翌日から起算して14日以内に、当該審査請求について中間市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合を除く。

(1) 審査請求が不適法であり、却下するとき。

(2) 審査請求に係る開示等の決定の全部を容認して当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示し、訂正し、又は利用停止するとき。ただし、当該開示等の決定（訂正請求及び利用停止請求に係るものを除く。）について第三者から反対意見書が提出されているときを除く。

4 前項の規定により諮問をした実施機関（以下「諮問実施機関」という。）は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）

(2) 請求者（当該請求者が審査請求人又は参加人である場合を除

理した日の翌日から起算して14日以内又は第21条第4項（第26条及び前条において準用する場合を含む。）の規定による延長後の期間までに開示等の決定をしなかったときは、不服申立てをすることができる。

4 実施機関は、第1項又は前項の規定による不服申立てがあったときは、当該不服申立てを受理した日の翌日から起算して14日以内に、当該不服申立てについて中間市情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合を除く。

(1) 不服申立てが不適法であり、却下するとき。

(2) 不服申立てに係る開示等の決定の全部を容認して当該不服申立てに係る保有個人情報の全部を開示し、訂正し、又は利用停止するとき。ただし、当該開示等の決定（訂正請求及び利用停止請求に係るものを除く。）について第三者から反対意見書が提出されているときを除く。

5 前項の規定により諮問をした実施機関は、不服申立人及び不服申立てに係る開示等の決定（訂正請求及び利用停止請求に係るものを除く。）について反対意見書を提出した第三者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

く。)

(3) 当該審査請求に係る開示等の決定(訂正請求及び利用停止請求に係るものを除く。)について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)

5 審査会は、前項の規定により諮問を受けたときは、これを審査し、諮問実施機関に対し、その審査の結果を答申しなければならない。

6 諮問実施機関は、前項の答申を尊重し、その答申を受けた日の翌日から起算して14日以内に、審査請求について裁決をし、その理由を付して審査請求人に通知しなければならない。

(審査会の調査権限)

第33条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、開示等の決定に係る個人情報の提示を求め、その内容を見分することができる。この場合においては、何人も審査会に対し、その提示された個人情報の開示を求めることができない。

2 諮問実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、諮問された事案(次項において「事件」という。)に関して開示等の決定に係る個人情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができ

6 中間市情報公開・個人情報保護審査会は、前項の規定により諮問を受けたときは、これを審査し、実施機関に対し、その審査の結果を答申しなければならない。

7 実施機関は、前項の答申を尊重し、その答申を受けた日の翌日から起算して14日以内に、不服申立てについて決定をし、その理由を付して不服申立人に通知しなければならない。

る。

4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は諮問実施機関（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求め、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求め、その他必要な調査をすることができる。

（意見の陳述）

第34条 審査会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

（委員による調査手続）

第35条 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に第33条第1項の規定により提示された個人情報を読覧させ、同条第4項の規定による調査をさせ、又は前条第1項本文の規定による審査請求人等の意見の陳述を聴かせることができる。

（意見書等の提出）

第36条 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(提出資料等の閲覧等)

第37条 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書若しくは資料の閲覧(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。以下この項において同じ。)にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧とする。)又は当該意見書若しくは資料の写し(電磁的記録にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面とする。第45条において同じ。)の交付を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときを除き、その閲覧又は交付を拒むことができない。

2 審査会は、前項の規定による閲覧をさせ、又は同項の規定による交付をしようとするときは、当該閲覧又は交付に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かななければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

3 審査会は、第1項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

（調査及び審査手続の非公開）

第38条 審査会の行う審査請求に係る調査及び審査の手続は、公開しない。

（答申書の送付等）

第39条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

（開示等の請求をしようとする者に対する情報の提供等）

第40条 （略）

（他の法令等との調整）

第41条 （略）

2・3 （略）

（苦情処理）

第42条 （略）

（国又は他の地方公共団体との協力）

（開示等の請求をしようとする者に対する情報の提供等）

第32条 （略）

（他の法令等との調整）

第33条 （略）

2・3 （略）

（苦情処理）

第34条 （略）

（国又は他の地方公共団体との協力）

第43条 (略)

(運用状況の公表)

第44条 (略)

(費用負担)

第45条 開示決定等又は意見書若しくは資料の写しの交付に伴う手数料は、徴しない。ただし、保有個人情報の写しを交付する場合又は意見書若しくは資料の写しを交付する場合は、その写しの交付に要する費用は、請求をした者の負担とする。

(委任)

第46条 (略)

第47条 (略)

第48条 (略)

第49条 (略)

第35条 (略)

(運用状況の公表)

第36条 (略)

(費用負担)

第37条 開示の決定に伴う手数料は、徴しない。ただし、保有個人情報の写しを交付する場合は、その写しの交付に要する費用は、開示請求をした者の負担とする。

(委任)

第38条 (略)

第39条 (略)

第40条 (略)

第41条 (略)

第50条 (略)

第42条 (略)

(第4条関係)

中間市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(公平委員会の報告事項)</p> <p>第5条 公平委員会が前条の規定により報告しなければならない事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 不利益処分に関する<u>審査請求</u>の状況</p> <p>(公表の方法)</p> <p>第7条 前条の規定による公表は、次に掲げる方法で行う。</p> <p>(1) 中間市公告式条例(昭和25年中間市条例第1号)に定める告示による方法</p> <p>(2)~(4) (略)</p>	<p>(公平委員会の報告事項)</p> <p>第5条 公平委員会が前条の規定により報告しなければならない事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 不利益処分に関する<u>不服申し立て</u>の状況</p> <p>(公表の方法)</p> <p>第7条 前条の規定による公表は、次に掲げる方法で行う。</p> <p>(1) 中間市公告式条例(昭和25年条例第1号)に定める告示による方法</p> <p>(2)~(4) (略)</p>

(第5条関係)

中間市市税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(災害等による期限の延長)</p> <p>第18条の2 市長は、広範囲にわたる災害その他やむを得ない理由により、法又はこの条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出(審査請求に関するものを除く。)又は納付若しくは納入(以下本条中「申告等」という。)に関する期限までにこれらの行為をすることができないと認める場合には、地域、期日その他必要な事項を指定して当該期限を延長するものとする。</p> <p>2～5 (略)</p>	<p>(災害等による期限の延長)</p> <p>第18条の2 市長は、広範囲にわたる災害その他やむを得ない理由により、法又はこの条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出(不服申立てに関するものを除く。)又は納付若しくは納入(以下本条中「申告等」という。)に関する期限までにこれらの行為をすることができないと認める場合には、地域、期日その他必要な事項を指定して当該期限を延長するものとする。</p> <p>2～5 (略)</p>

(第6条関係)

中間市固定資産評価審査委員会条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(審査の申出)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 審査申出書には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>(1) 審査申出人の氏名又は名称及び住所又は居所</p> <p>(2) <u>審査の申出に係る処分の内容</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>3 審査申出人が、法人その他の社団若しくは財団であるとき、総代を互選したとき、又は代理人によって審査の申出をするときは、審査申出書には、前項に掲げる事項のほか、その代表者若しくは管理人、総代又は代理人の氏名及び住所又は居所を記載し、<u>行政不服審査法施行令(平成27年政令第391号)第3条第1項に規定する書面</u>を添付しなければならない。</p> <p>4・5 (略)</p> <p>6 <u>審査申出人は、代表者若しくは管理人、総代又は代理人がその資</u></p>	<p>(審査の申出)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 審査申出書には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>(1) 審査申出人の氏名又は名称及び住所</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>3 審査申出人が、法人その他の社団若しくは財団であるとき、総代を互選したとき、又は代理人によって審査の申出をするときは、審査申出書には、前項に掲げる事項のほか、その代表者若しくは管理人、総代又は代理人の氏名及び住所を記載し、<u>行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第13条第1項に規定する書面</u>を添付しなければならない。</p> <p>4・5 (略)</p>

格を失ったときは、書面でその旨を委員会に届け出なければならない。

(書面審理)

第6条 (略)

2 委員会は、弁明書の提出があった場合においては、審査申出人に対しその副本及び必要と認める資料の概要を記載した文書を送付しなければならない。

3 (略)

4 委員会は、審査申出人から反論書の提出があったときは、これを市長に送付しなければならない。

(決定書の作成)

第11条 委員会は、審査の決定をする場合においては、次に掲げる事項を記載し、委員会が記名押印した決定書を作成しなければならない。

(1) 主文

(2) 事案の概要

(3) 審査申出人及び市長の主張の要旨

(4) 理由

(書面審理)

第6条 (略)

2 委員会は、弁明書の提出があった場合においては、審査申出人に対しその副本及び必要と認める資料の概要を記載した文書を送付しなければならない。ただし、審査の申出の全部を容認すべきときは、この限りでない。

3 (略)

(決定書の作成)

第11条 委員会は、審査の決定をする場合においては、決定書正副各1通を作成しなければならない。

2 (略)

2 (略)

(第7条関係)

中間市手数料条例新旧対照表

改正後	改正前
別表1(第2条関係)	別表1(第2条関係)
(1) 戸籍	(1) 戸籍
(略)	(略)
(2) 住民	(2) 住民
(略)	(略)
(3) 印鑑	(3) 印鑑
(略)	(略)
(4) 自動車臨時運行	(4) 自動車臨時運行
(略)	(略)
(5) 税	(5) 税
(略)	(略)
備考 資産に関する証明については、土地又は家屋が1筆又は1棟増すごとに30円を加算する。	備考 資産に関する証明については、土地又は家屋が1筆又は1棟増すごとに30円を加算する。
(6) 狂犬病予防又は鳥獣飼養	(6) 狂犬病予防又は鳥獣飼養
(略)	(略)

(7) 優良宅地造成

(略)

(8) 道路台帳図

(略)

(9) 下水道

(略)

(10) 行政不服審査等

手数料を徴収する 事務	交付する写し又は書面の種類		1枚当たりの 金額
行政不服審査法 (平成26年法律第 68号)第38条第1 項(他の法律にお いて準用する場 合を含む。)に規 定する書面若し くは書類の写し 若しくは電磁的 記録に記載され た事項を記載し た書面又は同法 第81条第3項の	白黒	日本工業規格A列4番及びA列3番	10円
		日本工業規格A列2番	60円
		日本工業規格A列1番	70円
		日本工業規格A列0番	80円
	カラ	日本工業規格A列4番及びA列3番	50円

(7) 優良宅地造成

(略)

(8) 道路台帳図

(略)

(9) 下水道

(略)

規定により準用する同法第78条第1項に規定する主張書面若しくは資料の写し若しくは電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付手数料			
--	--	--	--

備考 用紙の両面に印刷して交付する場合は、片面を1枚として費用を算定する。